

車いす移送自動車使用者の留意事項

1. 対象者・使用目的

江戸川区在住の日常生活において歩行困難な常時車いすを使用している方が、病院・施設等へ入退院及び通院する時、又は社会活動へ参加する時に貸し出します。原則1回の利用で2日までとします。運転者は、任意保険の補償の対象年齢制限により21歳以上の方とします。(車いす移送自動車貸出要綱第1～6条に基づく)

2. 申込方法

利用日の属する月の前月1日(その日が休日の場合は次の日)より使用申込を受け付けます。指定の使用申込書に運転者の免許証の写しを添付し、会長に申込み承認を受けて下さい。申込該当期間中申込ができるのは2回分までです。

<例>4月1日に4月1日から5月31日間の予約が可能。

4月10日、20日、5月10日の3回利用したい場合。まず4月10日と20日につき申込→4月10日の利用終了後、その時点で5月10日に空きがあれば申込可能。

3. 使用料

自動車の使用料は無料です。ただし、自動車の運行に要する燃料(ガソリン代金)は使用者の負担とします。貸出し時にガソリン満タンでお貸しするので、返却時に最寄りのスタンドで満タンにして返却して下さい。入れたガソリンのリッター数を運転記録簿に明記してください。

4. 車輛の確認

- ① 使用者は車いす移送自動車の貸出時、返却時に職員立会いのもと、車輛点検を行ってください。
- ② 使用期間中は責任をもって車両管理を行ない、異常を発見した時は、直ちに申し出てください。

5. 使用者の注意義務および禁止事項

使用者は責任を持って自動車の使用保管をし、次のことをしないようにしてください。

- (1) 貸出要綱第2条に規定する目的(①病院・施設等の入退院及び通院等、②社会活動へ参加、③その他会長が必要と認めた時)以外に使用すること。
- (2) 法令及び交通マナーに違反すること。(福祉車輛であっても路上駐車はできません。使用期間中は駐車場所を確保してください。)
- (3) 使用者は申込み使用期間内に必ず車両を所定の場所に返還してください。無断延長はできません。

6. 事故処理

使用者は事故が発生した時は、その大小または被害、加害にかかわらず、法令で定められた措置をするとともに次の処理をしてください。

- (1) すみやかに社会福祉協議会に連絡すること。(時間外や休日の場合は保険会社)
- (2) 管理者(社協)が契約した保険会社の必要とする書類または証拠となるものを遅延なく提出すること。
- (3) 管理者(社協)の承諾なしに第三者との間に管理者(社協)が不利となる示談設定をしないこと。

7. 損害賠償責任及び自動車保険

車いす移送自動車の使用について使用者が第三者に損害を与えた時、及び車いす移送自動車に損害が生じた時は、その損害を賠償しなければなりません。但し、車いす移送自動車にかけてある損害保険(自賠責保険・任意保険)の限度内については同保険にて負担するものとし、保険限度額を超える部分の損害または保険約款の免責事項に該当する損害は使用者負担とさせていただきます。

(1車輛につき1回目5万円、2回目10万円の免責金額)

8. 自動車の紛争処理

使用者が借受期間中に車いす移送自動車の使用に係わる紛争が生じた時は、使用者は自己の責任においてその紛争を処理、解決してください。

ハンディキャブは、下記団体の助成金や区民の方々から寄せられた心温まる寄付金で購入、管理、運営されています。
 利用者の方々には、やさしい運転、禁煙、清掃にご協力お願い申し上げます。
 (スズキワゴンR⇒シグマバンクグループ一部助成金購入、ダイハツムーヴ⇒日本財団一部助成金購入)

管理・保管場所連絡先

江戸川区社会福祉協議会 03-5662-5557 (土日祝休、営業平日 8:30~17:15)

保険会社連絡先

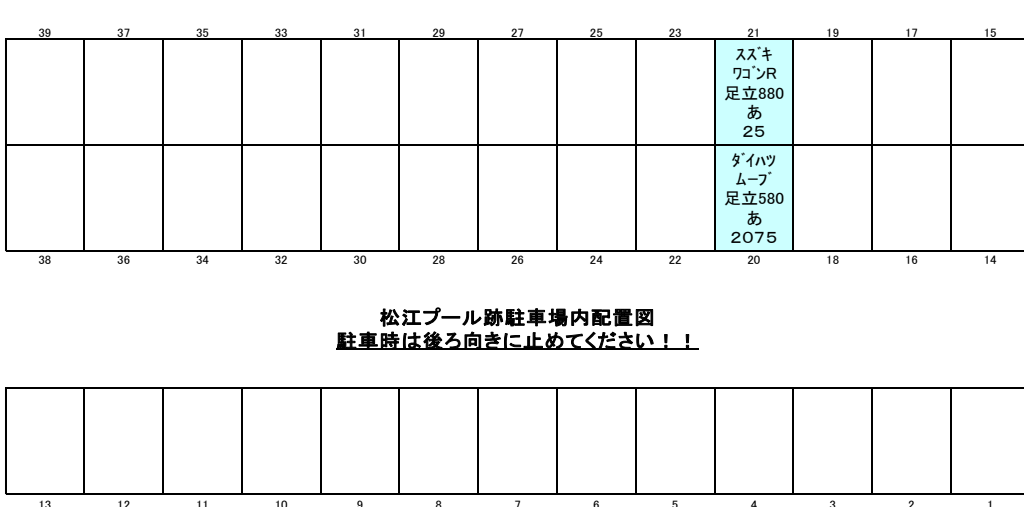
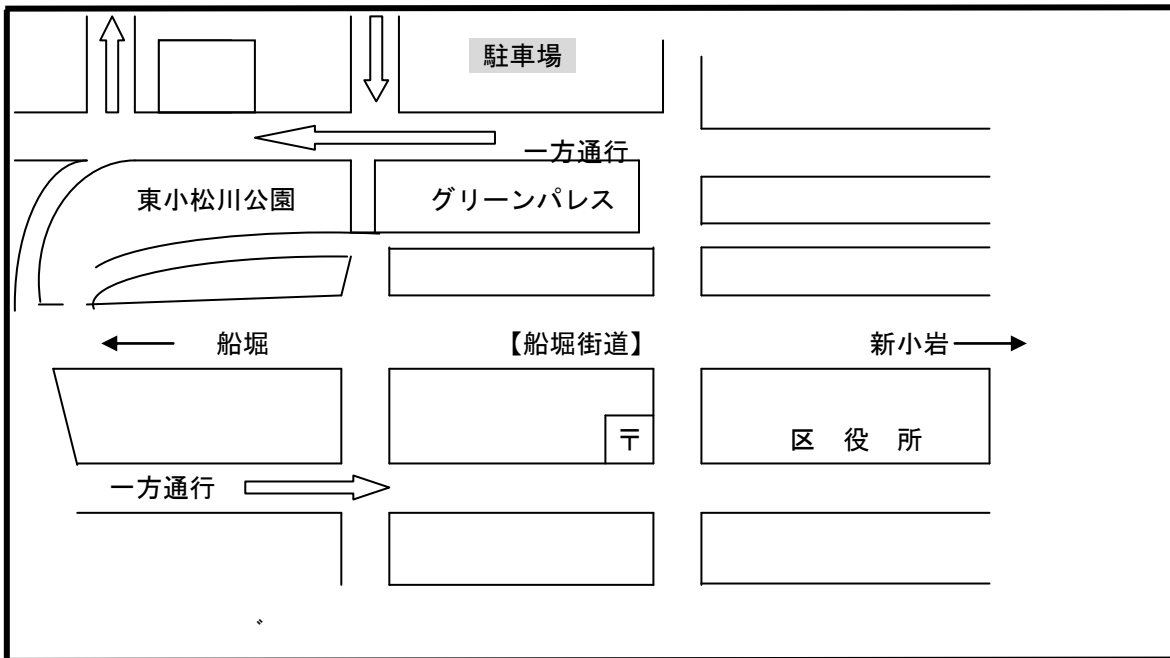
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ロードアシスタンスサービス・事故報告共通ダイヤル
あんしん24受付センター 0120-024024 (携帯可、受付24時間365日)

保険代理店連絡先

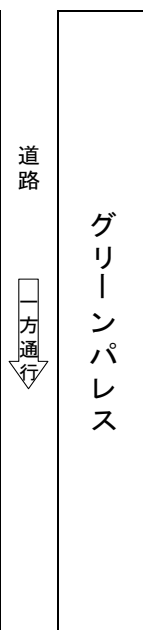
シグマックス 担当：佐藤 080-6559-8273

車両保管場所案内図

スズキワゴンR・ダイハツムーヴ 所在地：松島1-28 (松江プール跡駐車場内)



松江プール跡駐車場内配置図
 駐車時は後ろ向きに止めてください！！



※ワゴンRとムーヴの位置は、前後入れ替え可。自家用車を置いて利用する場合、必ず奥(No.21)に止めてください。
 各車両の隣に、もう一台の車両のスペアキーも付いています。できるだけ利用者自身で出し入れするよう、ご協力お願いします。